

山梨県公報

第千二百九十七号

平成十四年

六月二十日

木曜日

目次

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	三三九
換地処分の実施(二件)	三三九
教育委員会	三三九
技能労務職員との給与に関する規則の一部を改正する規則	三三九
公安委員会	三三九
遊技機の型式の検定	三三〇

公 告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
 に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十四年六月二十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
- 西八代郡市川大門町字大門一八〇七の九、一八〇七の一三、一八〇七の一四、一八〇七の一、一八二二の一及び一八二九の五並びに字八乙女一八三六の一、一八三九、一八三九の二及び一八四七の二並びに字新町前一八五〇の一、一八五〇の一、一八五〇の二、一八五〇の三、一八五〇の四、一八五〇の五、一八五〇の七、一八五〇の八、一八五〇の九、一八五〇の二一、一八五〇の二二、一八五〇の二四、一八五〇の二五、一八五〇の二六、一八五〇の二七、一八五〇の二八、一八五〇の二九、一八五〇の三〇、一八五〇の三一、一八五〇の三二、一八五〇の三三、一八五〇の三四、一八五〇の三五、一八五〇の三六、一八五〇の三七、一八五〇の三八、一八五〇の三九、一八五〇の四〇、一八五〇の四一、一八五〇の四二、一八五〇の四三、一八五〇の四四、一八五〇の四五、一八五〇の四六、一八五〇の四七、一八五〇の四八、一八五〇の四九、一八五〇の五〇、一八五〇の五一、一八五〇の五二、一八五〇の五三、一八五〇の五四、一八五〇の五五、一八五〇の五六、一八五〇の五七、一八五〇の五八、一八五〇の五九、一八五〇の六〇、一八五〇の六一、一八五〇の六二、一八五〇の六三、一八五〇の六四、一八五〇の六五、一八五〇の六六、一八五〇の六七、一八五〇の六八、一八五〇の六九、一八五〇の七〇及び一八五〇の七一並びに字新町二六〇三の二の一部、二六〇三の九の一部、二六〇三の二六、二六〇八の三、二六〇八の八、二六〇八の九、二六〇八の一〇及び二六〇八の一並びに字八幡二六二

三の二、二六三九の六及び二六三九の八

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
緑水	次の図のとおり
地路	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を土木部建築指導課、峡南地域振興局市川建設部及び市川大門町に備え置いて縦覧に供する。

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 西八代郡市川大門町二千六百三番地 株式会社マルアイ 甲府市中小河原一丁目十番十八号 株式会社くろがねや

換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
 県営圃場整備事業(明野地区永井第二工区)の換地処分を平成十三年十月五日実施した。
 平成十四年六月二十日

山梨県知事 天 野 建

換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
 県営圃場整備事業(明野地区浅尾新田工区)の換地処分を平成十四年一月二十四日実施した。
 平成十四年六月二十日

山梨県知事 天 野 建

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十四号

技能労務職員との給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十四年六月二十日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 彬

技能労務職員との給与に関する規則の一部を改正する規則

株式会社ソフィア 代表取締役
井置定男
群馬県桐生市境野町七丁目二
〇一番地

ぱちんこ遊技
機則第六条第
一号イ(別表
第二)
動役物

鉄骨親父

株式会社
ソフィア

二二〇二二四

株式会社ソフィア 代表取締
役 井置定男
群馬県桐生市境野町七丁目二
〇一番地

ぱちんこ遊技
機則第六条第
一号イ(別表
第二)
動役物

C R 踊れ
大酋長 S

株式会社
ソフィア

二〇〇二七四

サミー株式会社 代表取締役
里見治
東京都豊島区東池袋二丁目二
三番二号

ぱちんこ遊技
機則第六条第
一号イ(別表
第二)
動役物

C R ガッ
チャマン R

サミー株
式会社

二〇〇二三八

サミー株式会社 代表取締役
里見治
東京都豊島区東池袋二丁目二
三番二号

ぱちんこ遊技
機則第六条第
一号イ(別表
第二)
動役物

C R 玉緒
でドツカ
ン!! R

サミー株
式会社

二〇〇二二三

株式会社エマ 代表取締役
赤松泰治
兵庫県伊丹市北伊丹九丁目八
〇番地の四

回胴式遊技機
規則第六条第
二号(別表第
五)

パイ
ンズ
タウン

株式会
社エマ

二四〇一五二

山佐株式会社 代表取締役
佐野慎一
岡山県新見市高尾三六二番地
の五

回胴式遊技機
規則第六条第
二号(別表第
五)

パ
ニツク
ザウルス

山佐株
式会社

二四〇一九九

山佐株式会社 代表取締役
佐野慎一
岡山県新見市高尾三六二番地
の五

回胴式遊技機
規則第六条第
二号(別表第
五)

セ
ブン
アイ
ランド R

山佐株
式会社

二四〇二〇一

高砂電器産業株式会社 代表
取締役 石井治夫
大阪府大阪市中央区南船場二
丁目九番一四号

回胴式遊技機
規則第六条第
二号(別表第
五)

ゾ
ロメ

高砂電
器産業
株式
会社

二四〇一三三

高砂電器産業株式会社 代表
取締役 石井治夫
大阪府大阪市中央区南船場二
丁目九番一四号

回胴式遊技機
規則第六条第
二号(別表第
五)

カ
ジマ
ヤ
30

高砂電
器産業
株式
会社

二四〇一三五

株式会社ガイドー 代表取締
役 寶田久治
東京都渋谷区東二丁目二三番
三号

ぱちんこ遊技
機則第六条第
一号イ(別表
第二)
動役物

フ
ィー
バ
X
戦
国
D

株式会
社
ガイ
ドー

二〇〇二六六

株式会社三共 代表取締役
毒島秀行
群馬県桐生市境野町六丁目四
六〇番地

ぱちんこ遊技
機則第六条第
一号イ(別表
第二)
動役物

C R フ
ィー
バ
P
イ
ン
ト
G

株式会
社
三
共

二〇〇二九三

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番